

とくしま市の 水道だより



2020年
2月25日発行

発行・編集 / 徳島市水道局 経営企画課
〒770-0847 徳島市幸町2-5
TEL 088-623-2419
e-mail suido_keiki@city-tokushima.l-tokushima.jp
http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/

水道事業と公共下水道事業の組織が統合します

令和2年4月1日から水道局と土木部下水道事務所の一部を統合し、新たに「上下水道局」としてスタートします。統合することにより、「窓口の一元化による市民サービスの向上」、「組織・経営の効率化」、「危機管理体制の充実・強化」を図ります。



水道局広報キャラクター
みずまるくん

組織・経営の効率化

総務・財務等、共通する業務を一元化することで、共通経費や人件費等の経営コストを削減するなど、組織運営等における効率的な経営を推進することにより経営基盤の強化を図ります。

窓口の一元化による市民サービスの向上

給水装置・排水設備工事の申請・受付窓口、水道料金・下水道使用料等に関する窓口の一元化によるワンストップサービスなど、市民サービスの向上を図ります。

危機管理体制の充実・強化

事故・故障・自然災害の発生時の迅速かつ効率的な復旧対応など、危機管理体制の充実と強化を図ります。

水道局の執務室が移転します

上下水道統合により十分な執務面積を確保することが困難なことなどから、水道局の執務室は市役所とその周辺の施設に分散して配置することとなりました。

移転先と業務内容は、右に記載しています。

市民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

お客さま窓口（営業課）は3月23日から市役所10階へ移転します。

電話番号及びFAX番号はそのまま使えます。

● 移転後の場所及び連絡先

業務内容	連絡先	移転先
営業課（3月23日移転） ・水道の使用開始・中止について ・お客さま名義の変更について ・水道料金のお支払い（口座振替など）について ・水道メーターの検針や使用水量について ・支払期限の過ぎた料金について ・ご家庭での漏水調査について ・新しく水道をひくとき（給水工事の申込）や水道メーターの口径変更などについて	TEL:088-623-1187 FAX:088-623-1175	市役所 10階 （住所：幸町2丁目5）
経営企画課（4月6日移転） ・予算・決算に関すること ・企画・統計・広報に関すること	TEL:088-623-2419 FAX:088-623-1175	
施設整備課（3月9日移転） ・水道工事について ・水道工事に伴う断水について ・鉛製給水管の使用状況や鉛製給水管取替工事助成制度について	TEL:088-623-1190 FAX:088-623-1665	自治会館 3階 （住所：幸町3丁目55）
総務課（3月23日移転） ・契約・入札に関すること ・入札参加業者の登録等に関すること ・局の管理地に関すること	TEL:088-623-2090 FAX:088-623-1027	中央公民館 3階 （住所：徳島町城内2番地の1）

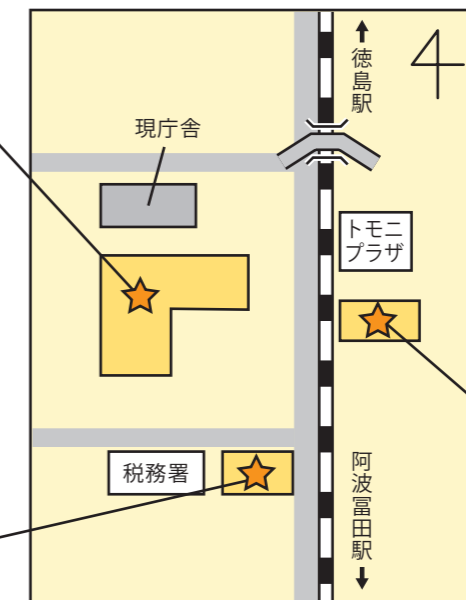
※維持課（前川分庁舎）及び浄水課（第十浄水場）については、従来の庁舎にて業務を行います。

市役所 10F
（営業課）
（経営企画課）



自治会館 3F
（施設整備課）

地図

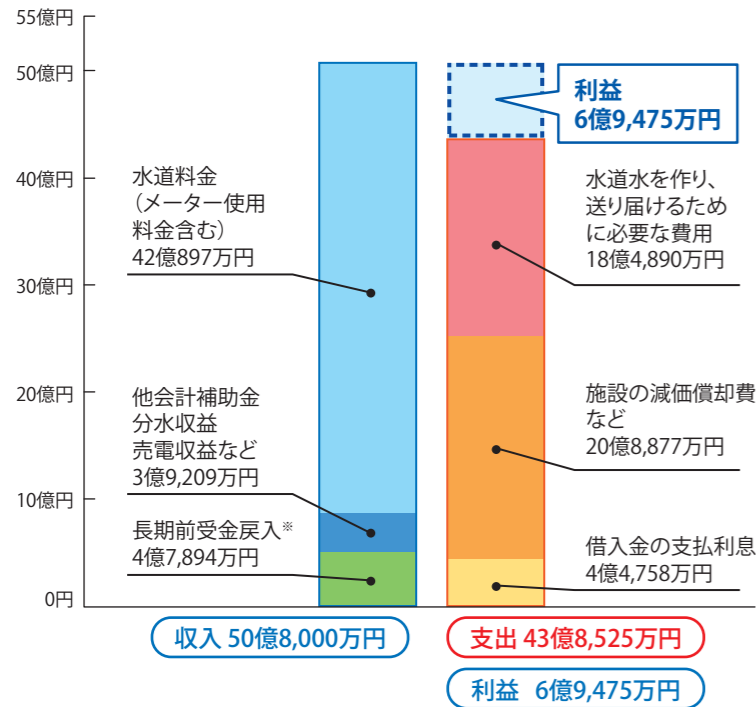


中央公民館 3F
（総務課）

平成30年度水道事業会計決算のあらまし

水道事業会計は、「収益的収支」と「資本的収支」に区分されており、平成30年度の決算は次のとおりとなりました。

収益的収支(税抜)



収益的収支とは、水道水を作り、各家庭へ送り届けるために必要な経費とその財源です。

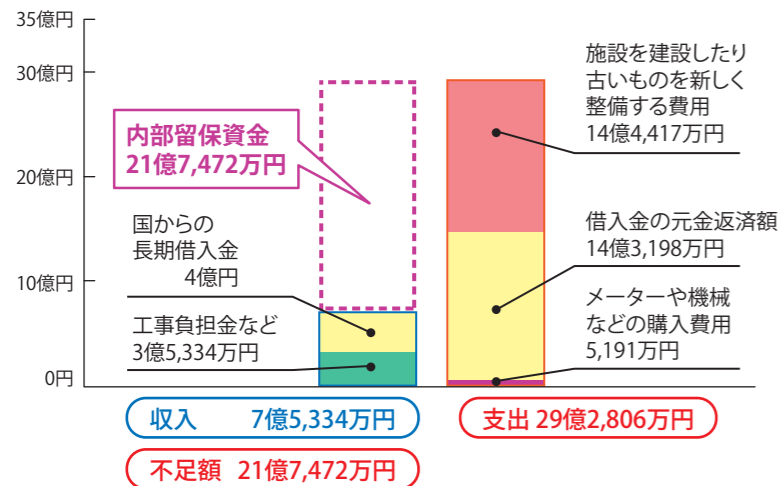
経費とは、人件費、物件費、減価償却費、支払利息などです。

財源は、みなさまからお支払いいただいている水道料金、他会計からの補助金、分水収益などの収入です。

経営の黒字、赤字はこれらの収支で判断し、平成30年度は、約6億9,475万円の黒字となりました。

※長期前受金戻入とは、水道管などの固定資産の取得の際に交付された補助金、工事負担金など(長期前受金)を資産の減価償却に合わせて各年度に収益として計上するものです。

資本的収支(税込)



資本的収支とは、水道施設を整備、拡充していくために必要な経費とその財源です。

経費は、施設の建設や古い水道管の布設替工事などにかかる費用や借入金の返済です。

財源は、国からの長期借入金や工事負担金などの収入です。

※収入が支出に対して不足する額については、減価償却費などの内部留保資金で賄っています。

主な事業内容について

◆浄水施設建設改良事業

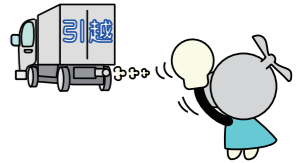
受変電設備の安全確保のための配電設備設置工事や、主要施設のセキュリティ強化の観点から監視カメラの設置工事及び水源を守り続ける対策工事として、水源の長寿命化対策工事等を行いました。

◆配水管整備事業

経年化による管路事故の被害を最小限にとどめることを目的とし、古くなった水道管の取替工事を行い、延長10,252mを施工しました。また住民要望に対する未給水地区への配水管の布設工事を行い、延長1,975mを施工しました。

引っ越しの連絡はお早めに

3月、4月は手続きが混み合うことが予想されます。引っ越しが決まりましたら、早めに水道局までご連絡をお願いします。



- 転居するとき(水道の使用中止)には、水道料金等の精算が必要です。
- 入居するとき(水道の使用開始)には、メーターの取り付けが必要になる場合があります。

※手続きをする際にお客様番号がわかると大変便利です。事前にご確認をお願いします。お客様番号は、「水道使用量・料金等のお知らせ」などに記載しています。

引っ越しの連絡先 お客様窓口 ☎088-623-1187

「水道局ホームページ」又は、徳島市ホームページ「徳島市電子申請サービス」からもお申し込みいただけますので、是非ご利用ください。

※マンションなどにお住まいで、水道料金を管理会社や所有者などにお支払いされている場合は、管理会社などにご連絡をお願いします。

LINE Payでご自宅から水道料金等のお支払いができます

このたび、水道料金等納入通知書が「LINE Pay 請求書支払い」に対応しました。ご利用手数料は無料です。ただし、パケット通信費用は、ご利用者の負担となります。利用方法など詳しくは、水道局ホームページをご覧ください。

LINE Payでお支払いされた場合は、領収証書が発行されません。決済金額等は、LINE Payの決済履歴画面でご確認ください。領収証書が必要な場合は、コンビニエンスストア又は取扱金融機関で現金にてお支払いください。

※利用できるスマホ決済は随時拡大させていく予定です。

問い合わせ先 営業課 お客様窓口 ☎088-623-1187

鉛製給水管取替工事助成制度をご利用ください

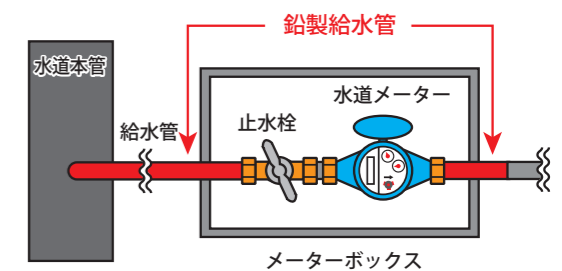
鉛製給水管の取り替えをされるお客さまに対し、対象工事費の一部を助成しています。

ぜひこの機会に「鉛製給水管取替工事助成制度」をご利用ください。

助成制度の詳細については、水道局ホームページをご覧ください。また、施設整備課までお問い合わせください。

※なお、昭和53年1月以降に新たに布設した給水管については、鉛製給水管は使用していません。

●鉛製給水管の使われている場所



問い合わせ先 施設整備課 計画係 ☎088-623-3972
管理係 ☎088-623-1190